

大阪健康安全基盤研究所 中期目標(案) 新旧対照表 (前文)及び「第1 中期目標の期間」

※ (RO)は令和〇事業年度の業務実績に関する評価結果からの引用を、「行動計画」は、大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画(令和7年3月)を示す

※ 「市指導計画」は、「令和8年度大阪市食品衛生監視指導計画(令和8年3月)」を、「市予防計画」は、大阪市感染症予防計画(令和6年3月)を、「市行動計画」は、大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画(令和8年3月)を示す

【改正のポイント】

○ (前文) 第2期中期目標期間における取組内容を反映。

○ 「第1 中期目標の期間」 令和 9 年4月1日から令和 14 年3月 31 日までの5年間。

第2期 中期目標(令和4年度から令和8年度)	第3期 中期目標(令和9年度から令和13年度)	備 考
(前文) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「研究所」という。)は、平成 29 年4月の設立以来、地方衛生研究所として公衆衛生に係る検査・研究等を行い、また、健康危機事象の発生に際しては、公衆衛生行政を科学的かつ技術的に支援する中核組織として、住民の健康を守るという公的使命を果たしてきた。 <u>設立から令和3年度までの第1期中期目標期間においては、新たに設置した機能強化部門の体制構築をはじめとした取組を行い、また、新型コロナウイルス感染症のパンデミックにおいては、PCR検査の対応をはじめ、疫学調査チーム(O-FEIT)の立ち上げにより保健所での積極的疫学調査の支援を行う等、</u> _____大阪の公衆衛生行政に貢献しているところである。 <u>研究所施設が一元化される今期目標期間中には 2025 年大阪・関西万博の開催も予定されており、新型コロナウイルス感染症への引き続きの対応に加えて、新興・再興感染症への備えや食品・生活用品の安全性確保等、新たな社会的課題への対応も求められることが予想され、</u> _____日常の検査・研究によって蓄積された経験等を基にした地方衛生研究所機能の重要性を再認識し、<u>更なる機能強化の推進をはじめ、IT化の推進や必要な機器整備等、検査・研究体制を充実強化することで、</u>_____西日本の中核的な地方衛生研究所をめざすとともに、地方独立行政法人の特性であ	(前文) 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「研究所」という。)は、平成 29 年4月の設立以来、地方衛生研究所として公衆衛生に係る検査・研究等を行い、また、健康危機事象の発生に際しては、公衆衛生行政を科学的かつ技術的に支援する中核組織として、住民の健康を守るという公的使命を果たしてきた。 <u>令和4年度から令和8年度までの第2期中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症という健康危機事象に際して、変異株スクリーニング検査の実施や全ゲノム配列解析等に取り組んだ。また、健康食品による突発的な健康被害発生時において、国立医薬品食品衛生研究所と連携した調査を実現して原因究明に取り組むとともに、2025 年大阪・関西万博においては、大阪・関西万博感染症情報解析センターの運用や食品衛生検査に関する協力を行うなどの取組を行った。さらには、腸管出血性大腸菌感染症等に関し、疫学調査チーム(O-FEIT)により保健所での積極的疫学調査の支援を行うなど、大阪の公衆衛生行政に貢献しているところである。</u> <u>上記の様々な健康危機事象等への取組に加え、研究所施設の一元化、IT化の推進及び必要な機器整備など検査研究体制の強化に努めてきたことを踏まえて、第3期中期目標期間においては、引き続き、新興・再興感染症への備えや食品・生活用品の安全性確保等、新たな社会的課題への対応を図ることとする。さらに、日常の検査・研究によって蓄積された経験等を基にした地方衛生研究所機能の重要性を再認識し、リスク評価ネットワークなど関係機関との連携体制及び健康危機管理能力の強化に努め、</u>_____西日本の中核的な地方衛生研究所をめざすとともに、地方独立行政法人の特性であ	新型コロナウイルスの取組(R4) 紅麹配合食品及び 2025 年大阪・関西万博に関する取組(R6) 疫学調査チーム(O-FEIT)に関する取組(R5) 健康危機事象等への取組は上記に同じ 研究施設の一元化(R4) IT化の推進はLIMS(検査室情報管理システム)の本格運用などの取組(R6) 機器整備は、一元化施設の移転にあわせて、約 280 点の機器を更新・導入(R4) 「新興・再興感染症の・・・重要性を再認識」までは、第1期中期目標期間の業務実績に関する評価結果における意見

る業務運営の自主性・弾力性を発揮し、研究所の総合的な機能向上を図ることとする。 これらのほか、定款第1条に規定された目的を果たすため、大阪府及び大阪市は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 25 条第1項の規定により、以下のとおり第2期中期目標を定める。 第1 中期目標の期間 令和4年4月1日から令和_9年3月 31 日までの5年間とする。	る業務運営の自主性・弾力性を発揮し、研究所の総合的な機能向上を図ることとする。 これらのほか、定款第1条に規定された目的を果たすため、大阪府及び大阪市は、地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 25 条第1項の規定により、以下のとおり第3期中期目標を定める。 第1 中期目標の期間 令和_9年4月1日から令和_14年3月 31 日までの5年間とする。	5年間の期間更新のみ
---	---	-------------------

大阪健康安全基盤研究所 中期目標(案) 新旧対照表「第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」

【改正のポイント】

- 「第4期食の安全安心推進計画(令和5年3月)」、「第4次大阪府健康増進計画(令和6年3月)」、「行動計画」等の行政計画との整合性を図る。
- 「令和8年度大阪市食品衛生監視指導計画(令和8年3月)」、「大阪市感染症予防計画(令和6年3月)」、「大阪市新型インフルエンザ等対策行動計画(令和8年3月)」等の行政計画との整合性を図る。
- 「行動計画」及び大阪府、大阪市、大阪大学、大阪公立大学、大阪健康安全基盤研究所の5者連携の取組を踏まえ、リスク評価を行うネットワーク、新たな感染症サーベイランスなどの取組について記載

第2期 中期目標(令和4年度から令和8年度)	第3期 中期目標(令和9年度から令和13年度)	備 考
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、<u>その母体である大阪府立公衆衛生研究所及び大阪市立環境科学研究所</u>にこれまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民_に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。 その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院(以下「国立研究機関」という。)、大学等と連携すること。さらに、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク(以下「全国ネットワーク」という。)を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。 また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪市が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。 1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (1) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割 健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、大阪府及び大阪市の保健所等の行政機関や大阪市立環境科学研究所センターとも十分に連携し、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び健康に係る被害の拡	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 研究所は、公衆衛生分野における専門家集団として、<u>_____</u>これまで蓄積されてきた資源を有効に活用し、地方独立行政法人の特性を十二分に発揮して行政及び住民等に対して様々な科学的かつ技術的な支援を行い、府内の公衆衛生の向上並びに住民の健康増進及び生活の安全確保に寄与すること。 その際には、国立感染症研究所、国立医薬品食品衛生研究所及び国立保健医療科学院(以下「国立研究機関」という。)、大学等と連携すること。さらに、国立研究機関、地方衛生研究所等で構成する衛生微生物技術協議会、全国衛生化学技術協議会及び公衆衛生情報研究協議会を核とする感染症、食品衛生及び公衆衛生分野における各ネットワーク(以下「全国ネットワーク」という。)を活用し、最新の情報に基づいた活動を行うこと。 また、研究所は、必要な人材の確保及び能力開発並びに検査機器の整備・維持に努め、機能を強化すること。さらに、研究所は、大阪府市共同設置の地方衛生研究所として大阪府及び大阪市が必要とする試験検査、調査研究等が確実に実施できるよう体制を確保すること。健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、迅速かつ十分な対応をすること。 1 行政及び住民に対して果たすべき役割の維持と強化 (1) 健康危機事象発生時等における研究所の果たすべき役割 健康危機事象発生時その他大阪府知事又は大阪市長が必要な業務の実施を求めた場合には、大阪府及び大阪市の保健所等の行政機関や大阪市立環境科学研究所センターとも十分に連携し、医薬品、食中毒、感染症、飲料水その他何らかの原因により生じる住民の生命及び健康に係る被害の拡	「産業界に対しての専門性に基づく相談機能」(3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開に記載)を通常業務として、「等」に含めて位置替え 「食中毒等原因究明のための検査」(指導計画 P5, 15) 「食中毒調査実施体制の確保」(第4期食の安全安心推進計画(令和5年3月)P30)

大防止のため、行政に対する科学的かつ技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。 (2) 平常時における健康危機事象発生時への備え 平常時より、健康危機事象発生時を想定した運用やマニュアルの検証等により、健康危機事象がいつ発生しても迅速かつ確実に対応できる体制を確保すること。また、アウトブレイク時における行政検査の依頼の急増にも対応できるよう、他機関との連携も含め柔軟な検査体制の構築及び検査用資材・備蓄の確保等、機動的な体制を構築すること。 (3) 試験検査機能の充実 研究所に蓄積された知見、人材、機器等の資源を最大限に活用し、病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る試験検査を常に迅速かつ正確に実施すること。その実施に際しては、全国ネットワークを活用し、最新の情報に基づいた試験検査の実施に努めること。 また、試験検査における精度管理の重要性に鑑み、信頼性の確保を推進すること。 (4) 調査研究機能の充実 全国ネットワークを活用し、公衆衛生における多様な社会的ニーズや住民の関心を的確に把握し、検査方法の開発及び改良や健康危機事象への対応能力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘及び解決のための調査研究等に_____取り組むこと。また、その成果を行政施策に反映させるように努めること。 ① 調査研究課題の設定 取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。 ② 調査研究の推進	大防止のため、行政に対する科学的かつ技術的な支援を迅速かつ的確に行うこと。 (2) 平時における健康危機事象発生時への備え 平__時より、健康危機事象発生時を想定した運用やマニュアルの検証等により、健康危機事象がいつ発生しても迅速かつ確実に対応できる体制を確保すること。また、アウトブレイク時における行政検査の依頼の急増にも対応できるよう、他機関との連携も含め柔軟な検査体制の構築及び検査用資材・備蓄の確保等、機動的な体制を構築すること。 (3) 試験検査機能の充実 研究所に蓄積された知見、人材、機器等の資源を最大限に活用し、病原体、食品衛生、医薬品、水道水等の公衆衛生に係る試験検査を常に迅速かつ正確に実施すること。その実施に際しては、全国ネットワークを活用し、最新の情報に基づいた試験検査の実施に努めること。 また、試験検査における精度管理の重要性に鑑み、信頼性の確保を推進すること。 (4) 調査研究機能の充実 全国ネットワークを活用し、公衆衛生における多様な社会的ニーズや住民の関心を的確に把握し、検査方法の開発及び改良や健康危機事象への対応能力強化に関する研究、公衆衛生行政に必要な指標の実態把握や課題の発掘及び解決のための調査研究等に<u>各部門が連携して</u>取り組むこと。また、その成果を行政施策に反映させるように努めること。 ① 調査研究課題の設定 取り組むべき調査研究課題の選定に際しては、社会的ニーズや住民の関心を十分に把握すること。 ② 調査研究の推進	「検査の拠点」、「食中毒等食品事故に係る原因究明のための検査」(市指導計画 P5) 「早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行い、市を始め関係機関等に当該情報等を報告する」(市行動計画 P15)「亜型等の同定を行う。」(市行動計画 P45) 「第10章 検査(準備期) 府内の検査実施機関における検査体制の強化を支援」(行動計画P108 市行動計画P84,85) 「検査の拠点」(市指導計画 P5) 「検査機器等の設備の整備、検査試薬等の物品の確保等を通じ、自らの試験検査機能の向上を図る」(市予防計画 P17)「国立健康危機管理研究機構や他の地方衛生研究所と試験・検査等の業務を通じて平時から連携を深める」(市行動計画P84,85) 「府内に流通する食品等の規格基準検査や汚染実態調査等」(令和7年度食品衛生監視指導計画 P5, 22)、「食品衛生施策の基礎となる調査研究」(指導計画 P5) 「食の安全に関する研究の推進」(第4期食の安全安心推進計画(令和5年3月)P29) 「食品の残留農薬、食品添加物、微生物等食品衛生法で定められた規格基準等の検査」(市指導計画 P5) 「国立感染症研究所等の検査手法を活用し…迅速かつ適確に検査を実施」(市予防計画 P17)
---	---	---

社会的ニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新かつ高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機事象への対応に関することや地域特有の課題等、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施することができる体制を整備する等の取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外を問わず他の研究機関との連携を強化すること。 ③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保 地方衛生研究所としての特性をいかして、競争的外部研究資金も活用し、学術分野や産業界等と共同研究、調査研究等を推進すること。 ④ 調査研究の評価 調査研究課題については、社会的ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部の視点も交えた評価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。 (5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実____ <u>感染症情報センターとして、感染症情報の収集・解析・提供に関する機能を充実させるとともに、地域保健対策に係る支援の充実を図ること。</u>_____あわせて、住民に対して提供されるサービスでもあることから、住民が容易に理解でき、生活に役立てられるよう、工夫して積極的な広報に努めること。 (6) 研修指導体制の強化 地域の保健所等の行政機関の職員をはじめ、国内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係る知識及び技術力等のレベルの向上に寄与するように努めること。 2 地方衛生研究所の広域連携における役割 (1) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 全国ネットワークにおける連携を強化するとともに、国立研究機関と連携し、研究レベルの向上を図ること。 (2) 全国の地方衛生研究所との連携	社会的ニーズに応えるために、調査研究業務を通じて最新かつ高度な技術や知見の習得に努めること。健康危機事象への対応に関することや地域特有の課題等、特に重要性や緊急性の高いものについては、効率的に調査研究を実施することができる体制を整備するなどの取組を行うこと。また、質の高い研究を推進するため、国内外を問わず他の研究機関との連携を強化すること。 <u>循環器疾患予防分野においては、循環器疾患等生活習慣病の予防に関する研究を通じて得た知見に基づき、専門的立場から、行政や医療保険者等に対して、健康づくり施策に関する技術的支援を行えるよう、質の向上を図る取組を推進すること。</u> ③ 共同研究の推進と調査研究資金の確保 地方衛生研究所としての特性をいかして、競争的外部研究資金も活用し、学術分野や産業界等との共同研究、調査研究等を推進すること。 ④ 調査研究の評価 調査研究課題については、社会的ニーズに対する適合性、予算や方法の妥当性、得られた成果の公衆衛生施策への反映等の項目について、外部の視点も交えた評価を行い、評価結果を調査研究の質の向上のために有効に利用すること。 (5) 感染症情報の収集・解析・提供業務の充実・強化 <u>感染症情報の収集・解析・提供に関する機能を充実させるとともに、地域保健対策に係る支援の充実を図ること。また、今後の新興・再興感染症の発生に備えて、機能の強化に取り組むこと。</u>あわせて、住民に対して提供されるサービスでもあることから、住民が容易に理解でき、生活に役立てられるよう、工夫して積極的な広報に努めること。 (6) 研修指導体制の強化 地域の保健所等の行政機関の職員をはじめ、国内外の産学官関係機関の職員等への研修を行い、公衆衛生に係る知識及び技術力等のレベルの向上に寄与するように努めること。 2 地方衛生研究所の広域連携における役割 (1) 全国ネットワーク及び国立研究機関との連携 全国ネットワークにおける連携を強化するとともに、国立研究機関と連携し、研究レベルの向上を図ること。 (2) 全国の地方衛生研究所との連携	「市からの科学的知見の求めへの対応や調査研究等・・・平時の体制を構築する」,「大阪公立大学大阪国際感染症研究センター(OIRCID)や大阪大学感染症総合教育研究拠点(CiDER)等の大学研究機関等との連携を進める」(市行動計画P91) 「循環器疾患等生活習慣病の予防に関する研究を通じて得た知見に基づき、専門的立場から、行政や医療保険者等に対して、「健康づくり施策に関する技術的支援」(第4次大阪府健康増進計画(令和6年3月)P101) 「循環器疾患予防分野においては、・・・効果的な市町村支援につながるよう、質の向上を図るとともに、業務に応じた体制を整え、改善に努められたい。」(R6) 「地域におけるサーベイランス機能を発揮する」(行動計画 P110、市行動計画 P87) 「地域の検査機関の資質の向上と精度管理に向けて、積極的な情報の収集及び提供や技術的指導を行う」(市予防計画 P17)「分かりやすく情報を提供」(市行動計画 P45, 47)
--	---	--

地方衛生研究所全国協議会の一員として、引き続き、<u>全国の地方衛生研究所と連携を図るとともに、特に東京都健康安全研究センターとの連携を図ることにより、西日本における地方衛生研究所の中核としての役割を果たすこと。</u> (3) 行政機関等との連携 府内の<u>中核市</u>、地方衛生研究所、大阪市立環境科学研究センター等と連携し、機能強化を図ること。 (4) 災害時や健康危機事象発生時における連携 災害時や健康危機事象発生時において国立研究機関、地方衛生研究所等と連携し、情報の共有化及び相互の協力を図ること。 3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開 <u>西日本の中核的な地方衛生研究所として、健康危機に関わる情報収集や発信機能の更なる充実強化を図るとともに、病原体の解析等により公衆衛生情報の解析機能を向上させ、疫学調査等への取組を強化すること。また、必要な人的及び物的資源を確保して公衆衛生行政の実施主体である自治体や保健所に対し、研究所が有する技術及び知見を提供するとともに、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行うこと。さらに、人材育成においては自治体のみならず、学術分野及び産業界との連携も図ること。また、産業界に対しての専門性に基づく相談機能の拡充を図ること。</u> <u>新たな事業展開に当たっては、地方衛生研究所としての機能に支障が生じないよう十分配慮すること。</u>	地方衛生研究所全国協議会の一員として、引き続き、<u>東京都健康安全研究センターをはじめとする全国の地方衛生研究所と</u> <u>連携を図ることにより、西日本における地方衛生研究所の中核としての役割を果たすこと。</u> (3) 行政機関等との連携 府内の<u>保健所</u>、地方衛生研究所、大阪市立環境科学研究センター等と連携し、機能強化を図ること。 (4) 災害時や健康危機事象発生時における連携 災害時や健康危機事象発生時において国立研究機関、地方衛生研究所等と連携し、情報の共有化及び相互の協力を図ること。 3 特に拡充すべき機能と新たな事業展開 (1) <u>検査技術向上につながるゲノム解析等への取組</u> <u>高度な検査技術等の教育・訓練に体系的に取り組むとともに、国等が実施する研修等への参加、職員派遣等により人材育成を図ること。</u> (2) <u>新たな感染症サーベイランス手法の確立</u> <u>病原体の早期探知や流行状況の予測を目的とした新たな感染症サーベイランス手法の研究を進め、実用化を図り、さらなるサーベイランスの機能強化に取り組むこと。また、病原体の解析等による公衆衛生情報の解析機能を向上させ、疫学調査等への取組を拡充させること。</u> (3) <u>リスク評価体制等の整備</u> <u>健康危機に関わる効率的な情報収集・分析に基づく適時適切なリスク評価を行う人的・組織的ネットワークの構築や体制の整備を行い、発信機能の更なる充実強化を図るとともに、大阪公立大学、大阪大学等研究機関との連携を進め最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行うこと。また、府内の公衆衛生等人材の充実を図ること。これらの取組を進めるにおいては、公衆衛生にかかる人材を確保し組織体制の整備を図ること。</u> (4) <u>新たな事業展開に当たっては、地方衛生研究所としての機能に支障が生じないよう十分配慮すること。</u>	「検査への民間検査機関参入等に伴い、ゲノム解析等に重点化する」(行動計画 P111、市予防計画P17、市行動計画 P83, 88) 「感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究に積極的に協力する。」(市行動計画 P32) 「国等が実施する研修等への参加や実地疫学専門家養成コース(FETP)への職員派遣等による感染症専門人材の育成・活用」(行動計画P43、市行動計画 P21、市行動計画 P27) 「病原体の早期探知や流行状況の予測を目的とした環境サーベイランスの研究を進める」(行動計画P49、市予防計画P15、市行動計画 P35) 「効率的な情報の収集・分析に基づくリスク評価体制を整備」(行動計画 P2) 「人的・組織的ネットワークを築き、連携体制の強化を図る」(行動計画 P42、市行動計画 P28) 「大学研究機関等との連携を進めるとともに、最新の知見・情報を踏まえた感染症対策等への助言や提言を行う」(行動計画 P27、市行動計画 P15) 「適時適切なリスク評価の仕組みを構築」(市行動計画 P12)「包括的なリスク評価を行う」(市行動計画
--	---	---

		P30,32)「積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する」(市行動計画 P28)
--	--	---

大阪健康安全基盤研究所 中期目標(案) 新旧対照表「第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項」

【改正のポイント】

○ 施設一元化完了に伴い、該当部分を削除。

○ 「第4期食の安全安心推進計画」、「行動計画」の行政計画との整合性を図る。

第2期 中期目標(令和4年度から令和8年度)	第3期 中期目標(令和9年度から令和13年度)	備 考
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 業務運営の改善 (1) 組織マネジメントの実行 理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、業務の質を高めるとともに、効率的で効果的な業務運営に努めること。また、外部有識者の知見等を活用しながら絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康増進及び生活の安全確保に資するよう効率的かつ効果的に業務運営を行うこと。 (2) 事務処理の効率化 IT化及び委託可能な業務に関する外部委託化を進めるとともに、常に業務の進め方について問題意識を持ち、事務の簡素化や業務運営の効率化を一層推進すること。 (3) 組織体制の強化 健康危機事象への対応及び業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性及び業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。<u>特に、大阪市東成区及び天王寺区に分散している2施設を統合する一元化施設の供用開始後、全所一体的な運用が着実に行えるよう組織及び人員配置の最適化を図ること。</u> (4) 検査・研究体制の強化 質の高い試験検査及び調査研究業務を実施するため、IT化の推進や必要な機器整備のほか、検査・研究業務に係る事務処理の効率化等により、検査・研究部門の強化を図ること。	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項 1 業務運営の改善 (1) 組織マネジメントの実行 理事長のリーダーシップのもと、明確な法人運営の責任体制において、業務の質を高めるとともに、効率的で効果的な業務運営に努めること。また、外部有識者の知見等を活用しながら絶えず変化する多様な社会的ニーズに対応し、住民の健康増進及び生活の安全確保に資するよう効率的かつ効果的に業務運営を行うこと。 (2) 事務処理の効率化 IT化及び委託可能な業務に関する外部委託化を進めるとともに、常に業務の進め方について問題意識を持ち、事務の簡素化や業務運営の効率化を一層推進すること。 (3) 組織体制の強化 健康危機事象への対応及び業務の効率化の観点から、組織の自律性、効率性及び業務の専門性を高められるよう人員を配置すること。_____ _____ _____ (4) 検査・研究体制の強化 質の高い試験検査及び調査研究業務を実施するため、IT化の推進や必要な機器整備のほか、検査・研究業務に係る事務処理の効率化等により、検査・研究部門の強化を図ること。	施設一元化完了に伴い、削除

(5) 広報活動の強化____ 住民や他機関等に対する広報活動の強化に取り組み、 ____研究所の認知度や存在感の向上を図ること。 (6) 適正な料金設定 利用料金については、受益者負担の原則を踏まえ、適正に設定すること。 2 職員の能力向上に向けた取組 公衆衛生の向上を目指し、健康危機に対して平常時及び緊急時における役割を果たす機関であることを十分に踏まえ、人材の育成及び評価を行うこと。 (1) 人材の育成及び確保 社会的ニーズの変化に伴う行政需要に応えるため、年齢・性別等を問わず優秀な人材を活用し____、長期的な展望に立って計画的な人材確保及び育成に努めること。 (2) 研修制度の確立 個人や組織として蓄積された技術の継承や新たな技術及び知見の習得を十分に行う等、職務遂行能力の向上が図られるよう<u>に人材の育成</u>に取り組むこと。 (3) 人事評価制度の確立 職員の適正な人事評価を行い、勤務意欲と能力の向上を図ること。	(5) 広報活動の強化・拡充 住民や他機関等に対する広報活動の強化など、<u>積極的な情報発信に努め</u>、研究所の認知度や存在感の向上を図ること。 (6) 適正な料金設定 利用料金については、受益者負担の原則を踏まえ、適正に設定すること。 2 職員の能力向上に向けた取組 公衆衛生の向上を目指し、健康危機に対して平__時及び緊急時における役割を果たす機関であることを十分に踏まえ、人材の育成及び評価を行うこと。 (1) 人材の育成及び確保 社会的ニーズの変化に伴う行政需要に応えるため、年齢・性別等を問わず優秀な人材を活用<u>するとともに</u>、長期的な展望に立って計画的な人材確保及び育成に努めること。 (2) 研修制度の確立 個人や組織として蓄積された技術の継承や新たな技術及び知見の習得を十分に行うなど、職務遂行能力の向上が図られるよう<u>研修____</u>に取り組むこと。 (3) 人事評価制度の確立 職員の適正な人事評価を行い、勤務意欲と能力の向上を図ること。	「食の安全に関する情報発信」(第4期食の安全安心推進計画(令和 5 年 3 月)P35) 「府民等に対し、科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う」(行動計画P59) 「市民等に対し、感染症の特性や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報を提供し、共有を行う」(市行動計画P45)
---	---	---

	6 災害時の業務継続対策 災害時における業務継続計画に基づき、平時から体制整備や人材育成、関係機関との連携強化等に取り組むこと。	
-------------------------------------	--	--